

## 国際課税委員会（第57回）の概要

文責 森信茂樹

2012年4月9日、明治大学の川田剛先生から、「国債相続、贈与に関する課税問題」についての報告をいただきました。内容は、以下の通りです。（資料別添）

国際相続・贈与の問題点は、制度が国によって差がありすぎるので、課税関係が不明確な部分が多くあるという点である。たとえば、そもそも相続税のない場合もあるし、あっても遺産課税方式や相続税課税方式、さらにはみなし譲渡益課税方式などさまざまである。また贈与税の位置づけも、所得税の補完税なのか、独立税なのかという問題もある。

具体的な事例としては、以下のようなことが問題となりうる。

被相続人が国外居住の場合、その国での課税の有無、課税の根拠（国籍主義、ドミサイル主義、居住）、具体的な課税方法などが問題となる。

また、相続人が国外居住の場合には、その国での課税の有無、課税の根拠、具体的な課税方法が問題となりうる。

相続財産が国外所在の場合、その国での課税の問題、財産の所在に関する考え方、具体的な課税の方法が問題となる。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。